

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年3月6日

木 曜 日

号 外

目 次

条 例

○富山県農地中間管理事業支援基金条例

1

条 例

富山県農地中間管理事業支援基金条例を公布する。

平成26年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第1号

富山県農地中間管理事業支援基金条例

(設置)

第1条 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の農業への参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、富山県農地中間管理事業支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(基金の処分の特例)

2 第6条の規定にかかわらず、基金は、その属する現金を国庫に返納する場合は、これを処分することができる。

(農業経営課)